

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について（その1）

環境省福島地方環境事務所は、本日、安藤・間・浅沼組・岩田地崎特定建設工事共同企業体、株式会社安藤・間、株式会社浅沼組、岩田地崎建設株式会社、河北建設株式会社、株式会社しもごう環境サービスに対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

### <問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部企画課

課長：雫石 敏見

TEL:024-563-5184

総務部経理課

課長：黒川ひとみ

課長補佐：芳賀 忠光

TEL:024-573-7246

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名                                | 住 所                   |
|------------------------------------------|-----------------------|
| 安藤・間・浅沼組・岩田地崎特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社安藤・間 | 東京都港区赤坂6-1-20         |
| 株式会社安藤・間                                 | 東京都港区赤坂6-1-20         |
| 株式会社浅沼組                                  | 大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3      |
| 岩田地崎建設株式会社                               | 北海道札幌市中央区北2条東17-2     |
| 河北建設株式会社                                 | 宮城県仙台市太白区泉崎2-23-41    |
| 株式会社しもごう環境サービス                           | 福島県南会津郡下郷町大字豊成字下川原115 |

## 2 指名停止措置期間

令和元年12月16日から令和元年12月29日まで

## 3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

## 4 事実概要

安藤・間・浅沼組・岩田地崎特定建設工事共同企業体が請け負っている平成30年度中間貯蔵(双葉3工区)土壌貯蔵施設工事において、平成31年2月4日、双葉工区内で伐採作業中の作業員が、倒木の下敷きとなり死亡した。

## 5 指名停止措置理由

本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第7号に該当する。

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表1(抜粋)

| 措 置 要 件                                                                                     | 期 間                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>7 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>2週間以上2ヶ月以内 |